

広島県告示第三百九十号

広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例（昭和五十九年広島県条例第二号）第二条第三項の規定による区域を、次のとおり定める。

令和六年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 名称

広島県立もみのき森林公園民間活用エリア

二 区域

広島県立もみのき森林公園のうち、次の図に示す部分とする。

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県環境県民局自然環境課に備え置いて縦覧に供する。）